



市章

# 大津市公報

令和2年5月11日  
号外(第42号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### 議会議長告示

- 6 大津市議会会議規程の一部改正..... 1

## 議会議長告示

### 大津市議会議長告示第6号

大津市議会会議規程(平成26年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月11日

大津市議会議長 近藤 眞 弘

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(所信表明に対する質疑) 第24条 - 略 - 2 - 略 - 3 質疑は、それぞれの立候補議員に対し、1会派 (3人以上の議員で構成する会派に限る。)につ き1人が行うことができる。 4及び5 - 略 -	(所信表明に対する質疑) 第24条 - 略 - 2 - 略 - 3 質疑は、それぞれの立候補議員に対し、1会派 につき1人が行うことができる。 4及び5 - 略 -

### 附 則

この告示は、令和2年5月11日から施行する。